

幼児教育・保育の無償化に関するお知らせ

幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児クラスの児童、市町村民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童の保育料は、上限額まで無償となります（裏面「参考1」参照）^{（注1）}。

また、一時保育を利用されている方についても、保育の必要性がありながら認可保育施設を利用できていない場合、無償化の対象となる場合があります。

無償化の対象となるためには、対象児童毎に「施設等利用給付認定（2・3号）」を受けていただく必要があります。

以下をご確認のうえ、該当するものをご提出ください。

注1）施設が保護者から徴収する月額利用者負担額以外の費用（教材費や給食費（主食費・副食費）等）については無償化の対象外となります。

【必要書類】

No.	必要書類
①	施設等利用給付認定・変更申請書（2・3号認定用）
②	個人番号申告書
③	保育の必要性を証明する書類 ※①の申請書裏面の「保育の必要性を証明する書類一覧」参照 ※必要な書類は、神戸市HPからダウンロードしてください。
④	その他必要に応じた書類 ※①～③とは別に状況に応じて書類が必要な場合があります。①の申請書裏面の「必要に応じた書類 状況別一覧」をご参照ください。

電子申請もできます。詳しくは裏面の二次元コードから

【提出先・提出期限】

利用開始の前々月末までに神戸市行政事務センターへ提出

※認定開始希望日を過ぎてのご提出となる場合、申請日以降の認定開始となります。

遑って認定することはできませんので、十分ご注意ください。

(参考1) 対象確認表

児童のクラス年齢	無償化の上限金額
3歳～5歳児	月額 37,000 円
市町村民税 非課税世帯の 0～2歳児	月額 42,000 円

※上記のうち、ご家庭での保育が困難な世帯のみが対象となります

※クラス年齢とは、当年度の4月1日に到達している年齢のことです

※複数の施設を利用されている場合は、それらの施設利用料を合算した上限となります

(参考2) 保育の必要性を認める事由

事由	状況
就労	保護者が就労している（1か月あたり64時間以上の就労）
妊娠・出産	母親が妊娠中あるいは出産前後である （認定期間は出産予定日の8週前が属する月の翌月1日から 出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで）
疾病・障がい	保護者が病気やけがであったり、心身に障害がある
介護・看護	保護者が親族の介護・看護をしている （1か月あたり64時間以上の介護・看護）
災害復旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている
求職活動	保護者が求職活動中である
就学	保護者が就学している（1か月あたり64時間以上の就学）

問い合わせ先

担当所管	所在地	電話
神戸市行政事務センター	中央区伊藤町 111 番地 神戸商工中金ビル4F	078-291-5952
こども家庭局幼保事業課 (利用支援担当)	中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号	078-331-8181 (代)

電子申請についてはこちらからご覧ください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>



二次元コード